

さいたま市選挙管理委員会告示第6号

令和8年3月15日執行のさいたま市議会議員補欠選挙（中央区）において、公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、令和8年3月6日とする。

令和8年1月29日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正